

規制改革・民間開放推進会議
重点事項推進WG：外国人分野担当SW
第2回会合 議事概要

1. 日時：平成18年7月13日（木）9:55～11:50
2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
3. 項目：（1）9:55～10:45「在留外国人の入国後のチェック体制の強化」
（2）10:45～11:35「外国人社会福祉士・介護福祉士の就労制限の緩和」
（3）11:35～11:50「在留資格『企業内転勤』の範囲等の見直し」
4. 出席：（1）「在留外国人の入国後のチェック体制の強化」

規制改革・民間開放推進会議

安居委員、矢崎委員、八代委員、井口専門委員

内閣官房

内閣参事官 荻野 徹

法務省

大臣官房審議官 齊藤 雄彦

入国管理局入国管理企画官 利岡 寿

文部科学省

大臣官房国際課長 渡辺 一雄

- （2）「外国人社会福祉士・介護福祉士の就労制限の緩和」

規制改革・民間開放推進会議

安居委員、矢崎委員、八代委員、井口専門委員

法務省

入国管理局長 稲見 敏夫

入国管理局入国管理企画官 利岡 寿

厚生労働省

職業安定局長 鈴木 直和

職業安定局外国人雇用対策課長 藤井 伸章

社会・援護局福祉基盤課長 矢崎 剛

- （3）「在留資格『企業内転勤』の範囲等の見直し」

規制改革・民間開放推進会議

安居委員、矢崎委員、八代委員、井口専門委員

法務省

大臣官房審議官 齊藤 雄彦

入国管理局総務課長 高宅 茂

入国管理局入国管理企画官 利岡 寿

(1) 「在留外国人の入国後のチェック体制の強化」

安居委員 定刻より若干早いですが、規制改革・民間開放推進会議の重点事項推進ワーキンググループのうちの外国人サブワーキングのヒアリングを始めさせていただきたいと思います。今日は内閣官房の荻野参事官、法務省の齊藤審議官以下、文部科学省の渡辺課長、お忙しいところ御足労いただきまして誠にありがとうございます。本日は3つに分けて、いろいろ協議をさせていただきたいと思っておりますが、御承知のように7月末には中間答申を公表することになっておりまして、本日はその最終協議ということにさせていただきたいと思います。議題によってはなかなか難しい問題もございますが、できるだけ合意に達して、進めさせていただければと思っております。それでは第1番目でございますが、一昨年以來、議論を行って参りました、いわゆる在留管理の強化につきまして、事務局よりお願いして提出いただきました意見の内容をまず各省庁から御説明いただければと思います。御来席の3省庁の中で、文部科学省から5分程度、御説明をお願い致します。他の内閣官房と法務省の方は特に御意見の提出がございませんでしたので、質疑応答の中でディスカッションさせていただきたいと思います。それから、本日は公開がベースとなっておりますので、当会議のホームページで議事録を後日公開する運びとなっておりますので御了承願います。それでは文部科学省の渡辺課長、宜しく申し上げます。

渡辺課長 まずは今日お配りいただいております資料1の26ページ、外国人分野の3ページに相当する具体的施策のところでございます。「特に」というのが真ん中辺りに出ておりますが、「 」の部分の一部修正をお願いしたいというふうに考えております。内容は、ここを読んでまいりますと、真ん中辺りになりましょうか、「不就学外国人支援事業のほか」の次からであります、「外国政府の認定をうけている外国人学校や国際バカロレアなど海外の上級学校への進学が認められている資格試験を実施する外国人学校への就学であっても」というところを削除させていただきたいという提案でございます。それから、その後に、文章のつながりとして「どのような場合に」というフレーズを挿入していただいて、「在留資格の変更、及び在留期間の更新」へと掛かると、こういうふうにつないでいただきたいという点が次でございます。さらにその後「外国人児童・生徒に学習の機会を確保する方策について、就学義務を課すことの是非も含め」というくだりがございますが、これを削除願ひ、同時に、新たに「子弟の教育に保護者が責任を負うという観点から」というフレーズを挿入していただき、「関係者のコスト負担のあり方に留意しつつ」とつなげていただくと、このように文章を修正願ひたいという提案であります。修正理由と致しましては、御案内の通り、外国人学校は現在、学校教育法で規定されております第1条の学校としての法的な位置付けがございません。したがって、法令上、外国人学校への、こういったところへの就学を義務付けることができない、というのが第1番目の理由でございます。それから、最初デリートしていただいた部分ですが、多様な外国人学校の中からですね、こういった外国政府の認定を受けている外国人学校や、国際バカロレア云々と

いう一部の外国人学校のみを取り出して、そこへの就学についてのみ、在留資格の変更や期間更新の要件とするというのはですね、実はそれ以外にも該当しない、無認可、分かりよく言えば私塾的な学習機関も存在してございまして、本件の問題のベースにございます、外国人労働者の引率子弟の教育問題については、そういったところへも目を配るといった必要がございますので、議論としては、そういったところも含めてですね、議論いただくことが適当であろうというふうに考えまして、それ以外の外国人学校と均衡を失すると、こういった理由によって、この部分は削除願いたいということでございます。それから、「就学義務を課すことの是非も含め」の削除、「子弟の教育に保護者が責任を負うという観点から」を挿入するとの点、文言上そのまま読みますと、子弟の教育に責任を持つのはまずは保護者でございますので、これは言わずもがなでございますが、保護者に子弟の教育の責任を負わせる方が効果的に子弟の学習の機会を確保することができると考えております。私ども通常、就学義務を課すといった場合、国内法では保護者に就学義務を課すのが当然でありますので、或いは読み違えたのかもしれませんが、念のため「子弟の教育に保護者が責任を負うという観点から」というふうに修正をお願いしたいと、以上でございます。なお、この後のディスカッションの場で個別に、さらに意見交換等をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

安居委員 どうもありがとうございました。それでは、意見交換に入らせていただきたいと思います。委員の皆さん、御質問がありましたらどうぞ。

井口専門委員 よろしいでしょうか。

安居委員 どうぞ。

井口専門委員 本日は文部科学省の方と、外国人の子弟の問題について議論をさせていただけること、そのこと自体を、まず、ありがたいと思っております。質問を申し上げます前に一言、実態についての認識を新たにしておかなければいけないと思っております。私共のこの答申案では、外国人学校というのは質的に千差万別であると認識しているのです。既に、法人格を取っているところもあるんですけども、私塾的なところもあり、質の悪いところもあると思われまます。そのことを踏まえた議論であるということをお認めいただきたいのです。それから、外国人の子弟は、特に日系ブラジル人の場合、ブラジルとの間を行ったり来たりしたり、或いは公立学校とブラジル人学校の間を転校したり、そういうことが本当に激しいものですから、本当に本人の学力とか習熟度とか、そういうものに適応した学校に入れるということが非常に難しい。それを何とか実現してあげたいという観点から言いますと、現在の義務教育のシステムは、非常に硬直的であると思われるのです。その1つは年齢制限の問題で、義務教育年限を過ぎてしまって義務教育が受けられないという問題もあります。こういった問題を全部含めて考えますと、やはりできるだけ、日本に来た外国人に対し、早い時点から、その子供達を就学させる義務を課し、行政も必要な指導をし、適切な学校に入ってもらおうということが必要です。そのことを親自身に認識してもらおうためには、実は在留管理の面から、やはりしっかり条件を課していかないと考え

たのです。子供を就学させないでいると、在留面でもいろんな支障が出るんだよと、やっていない場合は是正してもらわないと困るんだよと、そうしないと延長もできないんだよということで、入管法上の対応を取るようお願いをしている訳なんです。ただ、入管法だけでは限界があり、やはり最後は、地域の教育委員会が外国人の家族に対してちゃんと指導ができるかどうかの問題だと思います。そこで、やはり、義務教育の適用、或いは就学義務の適用の問題に踏み込まざるを得ないのです。その上で、今日の文部科学省の御意見について質問なのですが、いわゆる人権規約のAで、「初等教育は少なくとも義務的なものとする」というふうに書かれているにもかかわらず、なぜ、文部科学省としては、外国人については義務教育の適用がない、就学義務がないと、そのような主張を通しておられるのか、まずその点についてちょっと御説明いただけないかと思います。今、申し上げましたように外国人の子弟について、その不就学だけではなくて、就学していてもですね、習熟度に合わない不便な学校生活を強いられている実態を放置した場合に、この人権規約そのものに、抵触するとは言いませんが、その精神にかなり反しているのではないかという疑いもあるのではないかと思います。そういう観点からも、御説明いただけないかと思うんですがいかがでしょうか。

渡辺課長 よろしゅうございましょうか。

安居委員 どうぞ。

渡辺課長 冒頭おっしゃいました通り、現在、集住都市、日系人等ですが、私共も、国際課のみならず、初等中等教育局にも所管課がございまして、できるだけ現場の情報を吸い上げるということで、いろんな会議等、情報収集をやっているところでありまして、特に市町村、教育委員会、或いはもっと言えば、学校の先生が日夜奮闘されているという実態については、概要を承知しております。この問題については、基本的に今、先生御指摘の通り、基本的には子供の教育をどうするんだと、放置されたままの子供を放っておいていいのかという問題がございまして、基本的な認識としては保護者、正に今、先生御指摘のありました、様々な教育に関してのお考えをお持ちのようでございます。それと、日本での生活形態が非常に様々でございまして、一定、或いはもっと長く、或いは殆ど永住のような形で定住してしまうような形態が増えてきていると聞いておりまして、対応についてはかなりケーススタディというか、個別について相当調査研究していく必要があるだろうという認識を持っていることを先ず冒頭お話しておきます。前段、井口先生が状況認識というところから入られましたので、我が方の基本的なポジションを御説明申し上げました。人権規約につきましては、御案内の通り、締約国に対しての義務的な初等教育制度を設けること義務付けておる訳であります。一応、一応と言いますか、これが文部省の公式の見解なんです。義務的なものとするべき初等教育の内容は各締約国に任されている、これをいわゆる批准しておりますので、それがそのときの議論であったとこのように解釈しております。それから外国人に対しては、我が国の初等教育を強制的に受けさせることが果たして実際的であろうかどうかどうだろうか、これは教育上の観点からも、対象となる児

児童生徒が非常に多様でございます。言葉に始まり、生活態度、それを取り巻く親達の生活環境と、そういったところで、希望する外国人に対しては我が国の初等教育を提供を保障しようというふうに解している訳でございます。これが合理的であろうという見解でございます。そして、無償の問題がございしますが、無償の義務教育は公立学校において実施すれば足りると解されておりまして、これは実態上の我が国の初等中等教育、特に初等教育の普及率から見ても、それだけのキャパシティは十分ある、キャパシティは十分あるということでございます。したがって、外国人の児童・生徒が我が国の公立学校への就学を希望する場合は、無償にて受け入れ、日本人児童・生徒と同様の教育を受ける機会を保障している。ただ、これはむしろ僕の方から申し上げたいのですが、こういう整理はしておりますが、むしろ実態を見ますと先程おっしゃったように、言葉の問題がまずあります。それからカリキュラムの問題、それから特に日本語教育、それから学習効率という観点からしますと特にバイリンガルの指導を当初必要としておりますし、或いはもっと言えばマンツーマンの指導も或いは必要な場面もあるかもしれませんし、それと何よりもですね、この子が、例えばA君ならA君が、いま日本にいるんだけれども、この子はどういう親の元で学習を重ねているんだろうかという点について、非常に不安定要素があるものですから、公立の小中学校をオープンにしているとは言いつつも、質的に学習効率を上げるという点においては、相当きめ細かな対応をしていく必要がある。ただ、まだ、ある意味ではまだ試行錯誤的な要素もございまして、いろんな授業、或いは事務局の方にも提出しているかもしれませんが、日本語教育に始まり、生活指導、それと、親たちへの子供の就学についての、いろんな機会をとらえた督励、こういったものを市町村を通じてやっておりますし、これを指導するリーダーの養成ということで日本語教育部門では予算化をしていくことにしております。ただ、必ずしも、予算的に十分かどうか、或いは国と市町村との役割分担をどうするかといったところも、正にいま議論が始まったばかりでありまして、その点、事業部門の効率的な実施ということに関しては、基本的には充実させていく方向性で議論していきたいと思っております。ちょっと追加的に、補足して説明させていただきました。以上です。

安居委員 ありがとうございます。御発言はありますか。

井口専門委員 よろしいですか。

安居委員 どうぞ。

井口専門委員 ありがとうございます。今回の議論のコンテクストと言いますのは、入管法の20条・21条で、在留資格の変更とか、在留期間の更新の審査の際に、他の要件と併せて、就学の状況も是非見ていただけないかと、こういうことなのです。他の条件というのは、国税・地方税の納税状況や社会保険への加入など、どれもかなり義務的なものなんです。日本の国内にちゃんと居住している外国人である以上、その権利を守る上で、ちゃんと義務を果たしていただかないといけないという意味なのです。これらのことを実現しないと、地域において、日本人住民と外国人住民が平和にしっかり共存できないとい

う観点から、提案している訳なのです。これは短期的な意味ではなくて、長期的な意味で申し上げております。決して犯罪対策というような直接的な意味ではないんです。ところが、従来の文部科学省の姿勢からは、外国人の子弟の教育について、あまり「義務的」とは感じられないのです。私共がここで書いております義務教育というのは、基本的にはそれはいわゆる私立ではなくて、公立学校の就学義務です。ただし、日本人の児童・生徒もそうありますように、例えば私立の学校に試験を受けて入学すれば、そちらに入ったということで、公立の学校に行かないで済んでいる訳です。ブラジル人の児童・生徒の場合、将来ブラジルに帰りたいからブラジル人学校に行っているというよりは、日本語が良くできないから、日本語で勉強していても楽しくないからということが理由でブラジル人学校に行っている子供達が決して少なくないんですね。そういうことを考えてみますと、ブラジル人学校を出たからといって、ブラジルに帰る訳ではないのです。結局、日本に残ってしまう。そういうことを考えてみますと、こういうブラジル人学校は公立学校ではないから関係ないと、学校教育法上の学校じゃないと放置しておく訳にはいかなくなります。是非、より優れたブラジル人学校についてはできるだけ認知をしていただきたい。日本の学校と同等と認められるものについてはそういうものを認知していただいて、事実上の就学義務に近い形に持っていけないものだろうか、そういう方向で議論していただけないだろうか、そういう意味なのです。この点についての御見解をうかがわないといけないと思っています。

渡辺課長 今、即答ができるだけの材料は持っておりません。ただ、方向性については事情、実態を踏まえればですね、そういう形態を取る子弟が今後増えてくればですね、ある種の方向が必要でしょうけれども、実態を申し上げればですね、公立学校に入っている子供がブラジル人についても多いんですけれども、やはり日本語の問題、授業についていけない、ドロップアウトしちゃうと。他方、ブラジル政府も、認可している学校、教育課程がブラジルの教育課程に準じているということでもって、認定のブラジル人学校と、そうでないブラジル人学校があるということも承知しております。ただ、聞き及ぶところ、親の負担が大きい、はっきり言って授業料が結構な金額だということもあり、これまた親に負担を強いるということで就学の継続することが難しいとか、或いは継続できないとか、そういったところまで我々の実態上の認識、情報は得ております。それから、教育課程云々についてはですね、現在は御案内の通り、制度上申し上げますと、ブラジル人学校、これは政府が認可しているところについても、御案内の通りいま各種学校という、日本の学習指導要領に拘束されない、自由なカリキュラムなり目的をもってやっているいわゆる各種学校の中に、いわゆるインターナショナルスクール、もちろんブラジル人学校も、その要件に合致すれば各種学校になります。しかし、それにしても各種学校といのは、国が関与する教育内容であろうがなかろうが、一定の学校の規模、教員の数とか、面積とか、あれば、自由におやりなさいということで、制度上は各都道府県知事が認可するということになっておりまして、なかなか国がですね、正にいま井口先生がおっしゃるように、直接

そこに関わっていくというような、まだ、まだと言うでしょうか、現行制度になっていないためにですね、たぶん将来の方向性としては1条学校、日本の学校、それに準ずるような教育をしているところには、国なり、何か手当てを考えてはどうかという、たぶんそういう御趣旨だとは思いますが、まだそこまではいっておらないという状況で、それではその各種学校の中に、ブラジル人学校が、昨年、一昨年でしたか、浜松市でやっと、南米系ではペルーの学校が第1号として、各種学校として認可されておりまして、そのことにより県の、静岡県の、或いは浜松市の補助を受けておりまして、ただ、学習内容について、そのまま日本にいるということになると、そのまま日本の高校へ行くと、或いは日本の大学に行くということになると、教育内容についてもですね、基本的にはそういうキャリア形成を考えている子供達が、やっぱり現実に申し上げますとですね、日本の公立学校にできるような形でないと、要するに問題はですね、指導力、分かりやすい授業に、そこにまず文部科学省としては、教員の加配、バイリンガル教員の強化ということを含めて、いま方向性ということだけで申し上げておりますが、そういったところの指導力の強化、実質的に学力、日本の子供達と同様の学力が、もし、それを希望するんであれば付けていきたいと思いますということ、条件整備に、できるだけ今後は力を入れていこうということ、方向性は持っております。これは今日は先ずは第1回目でございますので、とりあえず我々のポジションをご説明申し上げました。答えになったかどうか分かりませんが。

八代委員 今の国際課長のお答えを聞いていますと、まだ教員の十分な指導力が強化されていないといったことがあって、だから義務化はできないんだということですが、逆に目標を決めないと、いつまで経ったらそういうことができるのかというターゲットもできない訳で、あまりにも後ろ向きではないかという印象を受けたのと、言葉の問題に関しては、外国人だけではなくて日本人でも帰国子女とか、中国の残留孤児の方だとか、いろんなケースがある訳で、バイリンガル教員がいればそれは理想ですが、いなければいけないなりに子供というのは、教師が母国語しかできなくても、現に学んでいる訳で、日本人だって外国に行ったら、その公立学校で日本語のできない教師から現地の言葉を習っている訳で、理想を言えばきりがありませんけど、そういうバイリンガルの教師がいなければ受け入れられないというのはあまりにもオールオアナッシングの議論ではないかと思えます。それから、親の議論に関しては、義務教育というのは基本的に親に負担を強いる仕組みである訳で、親の負担を考えていたら義務教育の制度なんてあり得ないので、内々差別ということですね、希望する人だけを対象にするというのは。だから、そこは人権規約にある通り、どこまでできるかは別にして、まず、初等教育に関しては義務教育、しかも、我々の案では「就学義務を課すことの是非も含め」と非常に緩やかな言い方になっている訳ですから、是非についても検討すらないという考え方はあまりにもひどいのではないかと。それから、就学義務があるのは保護者だというのはおっしゃる通りですから、いただいた文章をそのまま使って「子弟の教育に保護者が責任を負うという観点から」「就学義務を課すことの是非も含め」とつなげれば誤解はないと思えます。他の省でも是非も

含めて検討しないというのは、全く政策対象として考えていないという宣言をする場合であって、今のお話ですとそんなことはない訳で、やはり徐々にやっていこうという方向なのだから、そうであれば、是非を含めて検討していただきたいと思います。それから、修正理由の の多様な外国人学校の中から一部を取り出すと差別だということですが、それはやはり、おっしゃったような各種学校に含まれるようなかなりレベルの高いものから、私塾みたいなのところもある。ここで言っているのは中間的な存在ですよね。各種学校までいかなくても、外国政府の認定を受けた学校があればそれを考慮するという意味ではないかと思いますが、そこはやはり少しずつアップグレードしていくという考え方でやっていかないと、いきなり全部の条件が満たされてから初めて動くというのではとても時間がかかるのではないかと思います。ちょっと、過去の議論を知らずに言っている部分があるので食い違いがあるかもしれませんが、少なくとも「就学義務を課すことの是非を含めて」というのは、いろんな条件を付けるのは結構ですが、これを落とすのはあまりにも後ろ向きではないかと思うんですがいかがでしょうか。

渡辺課長 この問題については冒頭書かれております通り、いろんな場で、法務省さんあたりも検討しておられますし、自民党の外国人労働者等特別委員会でも議論されておまして、そこで就学義務を課すということについて、何らかの実効的な方法はないものだろうかということで模索をされて、横断的な議論をされて、そこは私共にとっても正直、そこは非常に悩ましい問題であります。ただ、申し上げました通り、杓子定規に言って恐縮ですが、憲法上の解釈、現行の学校教育法という非常に重い制度がまずございますので、将来の方向性としてですね、今日は私ども事務方としてまいっておりますので、この説明が限度という理解をしていただきたいと思います。ただ、基本にあるのは、そういった外国人の子弟で、就学義務をどうするかについての基本認識、問題認識は持っております。つまり、解決しなければならないと。そのためには現行制度のどこをどういうふうにするかという議論も言ってみれば開始したばかりではありますが、同時にですね、現在そういう問題が惹起しているということについては、さっき井口先生の御指摘もありましたように、法務省さんとも今後連携をしながらですね、実効性のある形で親に就学実態について、或いは学校に出るということについて、これをチェックしていくと言うんでしょうか、そういったところを先ず第一に手堅くしてですね、御検討いただきたいと。だから、全然後ろ向きとかそういうことではありませんで、後ろを向いているんだか向いていないんだかということも、正直なところ分からないような状態で、八代委員の厳しい御指摘というふうを受け止めていきたいと思っております。そこまでの説明で、今日は終えたいというふうに思っております。

安居委員 この件を在留管理の一環として受け止めておられるかどうか、或いは、お互いのフェーズの違いがあると思うんですが、御承知のように今まで私共の方で外国人問題を扱ってきました、日本というのは閉鎖的な、鎖国状態のシステムになっていると感じています。それを変えていかなければいけないということで、昨年、規制改革に関しての政

府計画として閣議決定された通り、まずは在留管理の仕組み全体を今年度中に関係省庁で固めていただくことになっています。それを前提にして、今後の受入れの在り方に関する議論を今やっているという状況です。御説明を聞いていますと文部科学省さんは、現行制度に見合った形で子供をどうするかを判断するんだとおっしゃっていて、外国人の子供に関しては、極端なことを言うと日本人の子供達とは別だと言っておられるような印象があるんですが、できましたら在留管理全体の見直しにからめた形で、教育制度そのものの御検討もお願いしたい。私共は5W1Hとよく言うんですが、外国人がいつ、どこで、何をしているか、或いは雇用主なり学校なりが何をしているか、国としてきちっとつかむということが最低限で、その情報を市町村でも使えるような形にする。その中でいろいろな義務も出てくる。税金を払うということもありますし、或いは同時に権利も与えると。その権利というのは日本国民と基本的には同じ権利、今の国際規約ともからんでくると思うんですけれど、ということになってきますと、外国人の子供達をどうするんだという話になると思いますね。それから、もう1つは受入れ範囲の拡大の議論をするときに、少なくとも日本語を勉強した人達を受け入れていこうということ、私共の1つの考え方としていろいろディスカッションしているんですけれども、ただ、子供についてはそう簡単にはいかない訳で、やはり日本に来てから日本語を学ぶということになると思うんです。ですから、本日ここですぐ回答ということにはならないと思いますけれども、是非そういう方向で御検討いただきたいと思います。それから、続けて申しますと、先ほど話して下さった18の自治体からなる外国人集住都市会議、私も昨年秋に四日市に出向いて会議を傍聴したんですけれども、これは極端に言いますと、パブル経済で人が足りないときに、どうしてもということで目をつむって受け入れてしまった、血がつながっているということですね、受け入れてしまった後で、それまで放っておいた様々なことがいま問題を起しているということだと思えます。ですから、ここはちょっと分けて何か手当をしないといいですね、現実に子供達も日本にいても中途半端だし、ブラジルなり国に帰っても中途半端ということにどうもなりそうなので、その点は別の話ですけれど、考える必要があるんだろうという気が致します。それから、最後に、3つ目として今回の答申案の話なんですけれども、私はもちろん保護者が教育に責任を持つというのは基本的にはその通りだと思うんですが、この書き方ですと保護者以外に責任がないというふうに私は受け取ったんです。それはやはりまずい話でして、社会としても責任があるし、社会ということは政府としても責任があるし、いろんな受入れ機関としての責任もあると思うんです。ですから、国際規約とのからみもお考えいただいて、保護者に責任があるというのは当然の話ですが、それだけではなくて、社会としての責任も当然あると思うんです。そのところは書き方を変えていただきたいという、その3つなんですけれども。

渡辺課長　とりあえず私の頭の中で整理させていただきますと、この人権規約批准時に、この外国人のいわゆる初等教育については制度上の整理をしてございますので、正に安居委員御指摘の通り、この会議としてですね、見直しをしてもらえないかというのは独自の

お考えだと思いますが、今日の段階ではさっき正に井口先生に御説明した通り、公立学校における無償化措置がオープンになっている。ただそれが、実質、外国人の子供達に日本人と同様の機会を保障すると言ってはいるんだけど、学習効果とか、いろんな面で、まだやらなければいけないこと、足りないことが、八代委員の御指摘も1つなんですけれども、単にバイリンガルだったら、ただできないからだめ、ということではなくて、現場は様々な工夫をし始めておりました、国としてはそういった経験を集住都市会議等々含めて普及させてですね、各県市町村にサポートしていくという役割、したがって、枠組としては公立学校に入っただけなのが本当は一番いいんで、いいというよりも、親達が安心して任せられるという、環境整備ですよ、生活環境整備を基本的な方向としてやっていくということで、制度の枠組そのものをいじるというのは今日の話としては難しいということがございます。それと、親の責任ということはあるんですが、実態上申し上げますと、非常に熱心な学校の先生なんかは親が帰宅するのは夜の10時、11時、そういったときに出向いて行って、子供の生活状況、それから授業についていけない状況、あるいは、長期欠席なんていうときにはこれを説得するといった具合にかなり奮闘しています。問題は、国は何もしていないのかと、そういった先生に対して、あるいは市町村に対してというところですね、役割分担の見直しはですね、これは私の個人的見解ということでも結構でございますけれど、そこは責任については行政においても一定の責任分担をする。或いは、ちょっと横道それますがけれども、雇用者、企業主、こういったところにおいても役割分担は然るべくあるんじゃないかというのは他の部会でも出てきておりますので、就学義務云々という非常にリジッドな議論の柱としては、或いはごめんなさい、法務省さんも意見として書いてございますけれど、我々の認識としては、これを具体的に子供を学校に就学させていく、促進していくという観点からすると、役割分担は国、市町村、親、それぞれあるけれども第一義的には親にあるという認識でこれを書かせていただいた。それと併せてですね、井口先生、今日、いい御指摘があったんですけども、入国時にですね、これは法務省さんともまた御相談ということになるんでしょうけれども、これは1つの思いつきでもあるんですけども、ちゃんと自分の子弟については、子供を学校に入れますと、そういった親の、日本語のブラッシュアップも含めてですね、何か上陸時期にですね、ある種義務付けるといいでしょうか、要件とするような工夫ががもし叶うのであればですね、それも1つの解答だろうと。それと、日本語教育について、子供が日本語話せる、親が話せない、今、教育委員会が就学案内を7か国語に訳して配っているんですね。これは国が予算措置しています。ところが、やっぱり細かなことになるとですね、親が日本語が喋れないために行政とコミュニケーションが成り立たないという実態が起こっております。そういったいちいちの、丹念な解決策の積み上げがやっぱり中長期的にこの問題を解決していく、正に継続する意志でやる必要がある。これは責任の分担の問題とからめて、何かそういった親達に対して具体的に自覚を促す、入国時のある種の宣誓といったら変ですけども、そういうこともできるところから、可能であればですね、そういうからめ手の対

応が必要じゃないかなと、今日はお答えとしてはそこまでにさせていただければと思います。

安居委員 残り時間もあまりありませんので、答申案の文章についてなんですが、この「子弟の教育に保護者が責任を負うという観点から」ということだけでと、さっき申し上げたような理解が、保護者だけが責任を持てば良いという感じがして、且つこの「就学義務を課すことの是非」という部分も取ってしまうとですね、要するに保護者が子供に対して責任を持ちなさい、という話だけに終わってしまうと思うんです。ですから、いま八代先生が申し上げたように「子弟の教育に保護者が責任を負うという観点から」「就学義務を課すことの是非を含め」とつなぐかですね、或いは逆にこの「子弟の教育」云々という箇所を取って、「関係者のコスト負担のあり方に」とも、と直接つないで「幅広く検討する」のどちらかだと思います。「就学義務の是非」を取ってしまうと、子弟の教育は保護者だけの責任ということになってしまうので、その辺りは考えていただけませんかでしょうか。

渡辺課長 この「就学義務の是非」を取って、「関係者のコスト負担のあり方にも」としますと、

安居委員 うまくつながると思うんですね。

渡辺課長 それなら、

安居委員 よろしいですか。そうすると、「子弟の教育の機会」云々という箇所を取って、「児童・生徒に学習の機会を確保する方策について」「関係者のコスト負担のあり方にも」と、

渡辺課長 そこへつなぐと。

安居委員 ということならよろしいですか。

渡辺課長 はい。最終協議ということだったものですから。

安居委員 中間答申については今日固めたいと思っていますので、少々御不満もあるでしょうが御容赦下さい。

渡辺課長 井口先生とはまた後日お話をさせていただきたいと思います。

安居委員 それではこれで決めさせていただいて、ただ、先程来申し上げております通り、大きな問題がいろいろあると思いますので、そこは是非御検討をいただきたいと思います。今年度後半にまた議論させていただきたいと思います。

渡辺課長 国際規約云々で、最初に井口先生から問題提起があったので、制度上の整備は文部科学省として一応終えているという認識があるものですから。あとは事業部門、実効性あらしめるため、公立学校が中心になって、実質的に学習効果を上げていくということで、事業部門で国として何ができるか、というようなところで、日本語教育、或いはカリキュラム開発、或いはそういった指導員の養成、それから普段からの生活相談、こういったところで市町村にどういった支援ができるか。あと、各種学校への認可も、県・市町村の補助が出ますので、そういう意味では、まだブラジル人学校で政府から認定を受けて

いる学校でも各種学校に認可下りたケースはまだゼロなんですね。80数校、ブラジル政府は認可している、オーソライズしているブラジル人学校があるんですが、全部まだ各種学校に認可されていない。これも1つには行政とのコミュニケーションの問題があって、その手続とかいった点についてなお、もっと簡素化するとかですね、緩やかにするとかいったことも検討してまいります。

安居委員 このワーキンググループではないんですけど、テンプル大学の問題とかもありますし、いろんなところでやっぱり制度が日本人向けになっていると思うんですね。せっかく今、各省庁が協力して在留管理全体の見直しをやっておりますので、是非、御検討いただきたいと思います。課題ということとしてお願いをして、今日は決めさせていただきたいと思います。どうも今日は本当にありがとうございました。内閣官房と法務省についてもこれでよろしいでしょうか。それではこれで決めさせていただきます。本日もどうもありがとうございました。（終了 10:45）

（２）「外国人社会福祉士・介護福祉士の就労制限の緩和」

安居委員 それでは今から、外国人社会福祉士・介護福祉士の就労制限の緩和という問題につきまして、議論をさせていただきたいと思います。法務省・厚生労働省の局長ほか皆様、本当にお忙しいところ御足労いただきましてありがとうございます。本日は中間答申の最終協議ということで、できれば合意に到達したい、或いは、議論をさせていただいて一応の結論を出したいと思っております、是非一つ宜しくお願い致します。事務局を通して御提出いただいた御意見なり御回答を最初に御説明いただいてから、議論ということにさせていただきたいと思います。では、法務省さんの方から、2～3分をお願いできますでしょうか。短くて申し訳ないですけども。それから、本日の議事は公開ということにしておりますので、議事録は後日ホームページ上に掲載させていただきますので宜しくお願いします。

稲見局長 それでは法務省の方から簡単に。私共の方から出させていただきました修正案は、はっきり言いまして、6月22日に副大臣会議で承認されました「外国人労働者の受入れを巡る考え方のとりまとめ」、これが現時点での政府の一番新しい考え方ということでございますので、これに基づきまして法務省として、必要最低限の範囲で意見を出させていただいたということです。「とりまとめ」についてはもう御案内の通り、介護福祉士につきましてはもうむき出しで書かれておりまして、「『専門的・技術的分野』以外と整理されている介護福祉士について、『専門的・技術的分野』とすべきという意見があり、さらにその受入れについては検討を重ねることが適当である」というのが結論でございます。さらにその受入れの範囲が、「実態として無制限に受入れが認められてしまうことにならないようにすることが不可欠」と、結論付けております。こういうことを踏まえまして、うちの方の修正は、介護福祉士のところにつきましては、当該資格が専門的、技術的

分野と評価できるか否か、これについて十分検討を行っていく必要があるという文言を入れさせていただいた。加えて、先程の結論から言いますと、当然、慎重に検討ということになりますので、その文言も重ねて入れさせていただいたという趣旨でございます。以上でございます。

安居委員 ありがとうございます。それでは、厚生労働省さん、10分くらいでお願いします。

鈴木局長 介護福祉士の就労制限の緩和ということで、前回の宿題がございましたので、御説明させていただきたいと思えます。お手元の資料を1ページめくっていただきまして、前回6月2日の宿題の関係であります。年齢別の労働力人口、性別の労働力人口、それから、増加が予想される分野・減少が予想される分野、それぞれ3分野程度、というお話がございました。このほか、括弧内のお話がございますので、これについて簡単に御説明申し上げたいと思えます。下の方にグラフがありますが、2015年の労働力人口がどれくらいになるかということで、これについては2005年7月の研究会報告データでございますが、全体で労働力人口が107万人ほど減少すると。これについては、労働市場への参加がある程度進むということを前提にしております。男女別ですが、男性が2015年にかけて約95万人、女性が11万人の減少と。ただ、何れにしても若い層は減ると。それから高年齢層で増えると、いう結果になっております。それから、就業分野ですが、増加が予想される分野、減少が予想される分野、であります。これも同じ研究会報告であります。増加が予想される分野ということで、医療・福祉、ここには介護分野も含んでおります。それから、飲食店・宿泊、金融・保険・不動産、ここら辺でそれぞれ120万人、60万人、50万人くらい増えると。それから、減少が予想される分野で、ここは製造業、それから農林水産が中心であります。その他の製造業で150万人、電気機械器具等製造業で70万人、農林水産で50万人というように見込んでおります。それから、括弧内の方で介護分野の需給というお話がございました。これは前回もちょっと申し上げたんですが、だいたい現時点で、前回申し上げましたが就業者が100万人程度と。これが2014年時点のごく粗い推計、要介護者、介護保険利用者等と平行に伸びるといふふうに仮定すると、138万人から156万人程度になるのではないかと。ですから、これは年間で4～5万程度の増加であります。それに対して供給がどうなるか、ということでございますが、新規学卒者で、この介護分野に就職している者が現在約5万人程度であります。これから、新規学卒者の数が若干減ってくるということを見込むと、4～5万人程度と考えるのが適当ではないかと。それから、現在就労していない介護福祉士、20万人程度おりますが、毎年1万人程度復帰する者が見込まれるのではないかと。それから、介護分野、他産業に比べて離職率が高いという点、この間も申し上げましたが、この離職率を改善することによって、1～2万人程度、それから、ホームヘルパー、これは計算には入れておりませんが、資格取得者が年間かなり増えているということもあわせて、その供給余力という点から言いますと、これが就職につながるかということはいろいろな問題はありますが、供給源ということ言います

と年間7万人程度、供給余力は十分あるというふうに考えております。

安居委員 ちょっと質問ですけど、このデータはオフィシャルなデータと理解させていただいてよろしいのでしょうか。

鈴木局長 いろんな場面で使っております。

安居委員 そうですか。では我々がこれを公表しても構わないということですね。

鈴木局長 結構でございます。

安居委員 ありがとうございます。

鈴木局長 それから、いろいろページがありますが、直接関係ないページは省略いたします。

安居委員 3ページとかはよろしいですね。

八代委員 しかし、何でわざわざこんなものを直さないといけないんでしょう。良く分かりません。人口が減ったのは当たり前ですよ。「自然減」というところに意味があるんですか。

鈴木局長 ここは正確にということで、表現をこうした方がいいのではということで直しております。

八代委員 別に構わないですが、人口が減るのは出生数が死亡数を下回るからに決まっている訳で、それ以外の移民とか社会的増減を分けたいんですか。「正確に」とおっしゃいますけれど、何故「人口が減少」ということが不正確なんですか。細かいことではありますが、何でこんなふうにわざわざ直さないといけないのか分かりません。

鈴木局長 これは人口動態統計と書いてありますので。

八代委員 もちろん分かりますけれど。

鈴木局長 人口動態統計で把握しているものがあるので、出生・死亡ということも把握して、その結果として人口が自然減に転じたということを正確にという観点からここは書いております。

八代委員 これ以外の要因は考慮していないということが言いたいということなんですね。

鈴木局長 はい。この統計から導き出されることを正確に記述したらどうかと。

井口専門委員 外国人の人口がどうなっているのかという問題もあるので、総人口という表現はあえて避けて、日本人の人口としました。私共も相当厳密に書いているつもりです。非常に技術的御意見をいただきましたが、私も基本的な内容に違いがあるとは思えません。

安居委員 中身はどちらも一緒なんですよ。

鈴木局長 ですから、ここら辺は、私共も意見は出しましたが、いろいろお話の中で、納得できる理由があればそれでいいだろうと思います。その後の点も、正確に、という意味です。

安居委員 他の件もありますから先に進めてよろしいですか。

八代委員 結構です。

安居委員 4ページ目の副大臣会議、これもいいのではないですか。それで5ページ以降、

鈴木局長 6ページまで省略して7ページから説明しようと思っておりました。それで、ここは全文削除と、前回と同じ意見であります。ただ、前回と違って、今回、社会福祉士の問題も具体的に入ってまいりましたので、若干前回に比べて社会福祉士の問題も触れております。介護福祉士の問題、これは基本的に前回と同じ意見であります。6月2日にお話し申し上げた通りであります。1点は、「専門的・技術的分野」として受け入れる分野に該当しないと。それから、「サービスレベルを充実させる質の高い人材の確保」という視点の内容がありますが、現時点で考えますと介護福祉士の資格取得者で、さきほどもちょっとどれくらいいるかという問題を申しましたが、現実に就労していない者、これも国内に多数存在していますので、むしろこういった国内の人材を十分有効に活用していくこと、これが一番重要ではないかと、いうふうに考えております。それから、留学生の就職の支援は、積極的にやらなければならないと考えておりますが、これも現在「専門的・技術的分野」に該当すると認められている場合に、積極的に進めていくという考え方でやるべきだろうと。その上で、前回は社会福祉士というお話はございませんでしたが、例えば社会福祉士ということであれば、現在「人文知識」と、そういった人文科学の分野における大学の専門的知識と、これを活用して就職するという場合には就職が認められております。ですから、そういった形でこれは積極的にやるべきだろうと思っておりますが、この社会福祉士という資格で、というのはどうなんだろうと。社会福祉士という資格、これも前回、介護福祉士という観点から申し上げましたが、この社会福祉士の資格を取ったことによって、それがどういった業務に就くということが、これは業務独占ではありませんのではっきりしておりません。そういう意味では、その人文知識の、人文科学の分野における専門知識を大学でもって十分に専攻して、それを生かして就職してやっていくことが一番いいのではないかと考えております。私ども社会福祉士という観点からしますと、その社会福祉士について、具体的にこういった分野で受け入れてほしいという話は直接聞いていないものですから、これはどういう観点からなのかと、いう点も、あとでいろいろ教えていただければと思っております。それから、専門的・技術的分野の、(2) がありますが、これは今回の議論とは直接関係ないので、必要があれば申し上げますが、介護福祉士・社会福祉士については以上でございます。

安居委員 ありがとうございます。御質問、御意見があればどうぞ。

井口専門委員 よろしいですか。

安居委員 どうぞ。

井口専門委員 どうもありがとうございました。法務省の方にも伺いたいんですが、まず厚生労働省さんの方に御質問します。まず、今日の立論にベースになっている労働力需給の展望のことなんですけれども、先程来の御提示の数字というのは、昨年7月の雇用政

策研究会のデータが基になっていることは良く存じ上げておまして、それをブレイクダウンして活用しておられるということも良く承知しております。もちろん、これは人口の動態の予測を一定として、その上に労働力率を掛けて、機械的に出しておられるものですから、労働力率をどんどん上げていったときに人口動態にいろんな影響を与えて、もしかしたら出生率は落ちているかもしれないけれども、かなり無理なことをやればここまでは増えると、そういう数字を使っておられると私は理解しているんです。その上で、先程来おっしゃっておりますが、介護労働分野では、先程の計算ですと殆ど不足がないと言いますか、国内だけで調整できるという御指摘なんです。最近の状況を御存知でない訳はないと思ったんですけれども、景気が良くなり、経済成長率の回復に伴いまして、従来、景気の悪かったときには定着の良かった介護労働者のうち、老人ホームですとか、老人保健施設とかに勤務している有資格者がどんどん離職しているという実態があるんですね。要するに、景気が悪いときにはこういう介護とか福祉分野というのは非常に大事な受け皿だったんです。しかし景気が良くなってきて他の分野で求人が増えてまいりますと、むしろ、介護は非常にきつい仕事ですから、その割に給料が良くないですし、いろいろな問題を抱えているので、どんどん別のセクターへシフトしていくのです。日本の経済が好調になればなるほど、そういう傾向が加速して、介護分野で有資格者をしっかり確保していくのがすごく難しくなってくると私は考えております。既にその兆候は出ています。ですから、こうした、ある時点で機械的に推計された結果だけで、将来の介護セクターは国内で全部足りるんだという結論をあまり安易に導くのは難しいし、これは最近の動きを見ていただければ分かるのではないかと思います。そういう観点から言いますと、今回、介護福祉士と、これと同じ法律の中に出ている専門的・技術的分野の資格である社会福祉士も答申案の中で挙げさせていただいています。この2つの資格について、しかも、介護福祉士についても大卒以上の方という条件で、これは、EPA交渉で議論されているのと同じステータスで受け入れられる仕組みを、私共は考えています。もともと厚生労働省さんは、経済連携協定交渉の際に、現行の外国人労働者受入れの政府方針を守るということと、日本の国家資格の取得という2つを前提に交渉されていると聞いています。今回の日比のEPAの内容を見てみますと、介護福祉士も一応大卒以上ということになっており、この範囲では、現在の日本政府の外国人受入れの方針の範囲内で行われていると私共は考えています。それをですね、最近になって厚生労働省は、これは方針とは違う、介護福祉士は方針を逸脱しているという立論をこの数か月展開しておられます。これは、振り返ってみますと明らかに矛盾していると思います。皆様方は既存の方針の範囲内でやるということで、閣内をまとめて動いた筈ではなかったんでしょうか。それなのにどうして今になって、私共がこうして提示しているもの全体が政府方針に反しているとおっしゃるのか。私は同じことを法務省さんにも伺いたいんです。宜しくお願いします。

鈴木局長 3点ほどあったと思うんですけれども、1点目は、労働力人口の推計の問題、できる限り上げたんじゃないかということですが、性別・年齢別にいろんな要因を考えて、

やっております、無理な推計ではないと思っています。むしろ、高齢者なんかは實際上、いまの現状を考えると、もうちょっと労働力率は高まるんじゃないかという議論もございます。ただ、どちらにしても人口推計自体、これからいろいろ見直されていくと。それから、逆に今度は現実の労働市場を見ると、足元のところはそのとき想定したよりも労働力率は上がっていると。そこが今後についてどうなるかという点がありますので、今後も考えていきたいと思っています。それから、2点目は、最近の労働市場を反映していないのではないかというお話がありますが、おっしゃるように、昨年末から、昨年12月から有効求人倍率が全国ベースで1を超えています。そういう中で、地域によってはかなり求人倍率が高いところがありまして、地域の差が従来に比べてかなり大きいという問題があります。ですから、全体で議論するだけではなくて、そういった具体的なところも見なければいけないという議論もいろんな場面でされています。当然私共もそういった点も見なければいけないと。ただ、当面は大きな目安としては、全国ベースでどうかといったことを考えた上で、あとは具体的にそれぞれの地域でどうなっているのかというのは、求人倍率がかなり高いところがある反面、従来に比べると、全国が改善してもなかなか改善しない分野と地域というのがありますので、それはまた別の次元で考えていかなければいけない問題だろうと思います。ただ、当面の問題としてやはり全国的にどうかというのは1つの大きなメルクマールだと思っています。それから、EPAの関係の話がありました。EPAの、日比の二国間協定の中で、今まで主張してきたことと全く違うことを言っているのではないかというお話がありますが、この介護福祉士につきましては、介護分野での専門的な知識を持つ人ということで、これについて日比間で受け入れるときに、一定の条件の下で受け入れるということで現在進めております。この問題については、二国間協定の中で現実に管理された形で受け入れるというのが適当ではないかと、前回申し上げました。現実に他の国からもいろいろそういう話が出るだろうと。現実にそういった話が具体的に出ているということも承知をしております。それから、そういう中で、二国間協定の中で、具体的に要件を決めながら受け入れを進めていくと。そういった形で受け入れを進めていくということであれば、特段の問題は生じないだろうというふうに考えております。ですから、前回申し上げましたように、そういった二国間協定の中で当面やっていくのがベターではないかというように考えております。

稲見局長 一言だけよろしいでしょうか。

安居委員 どうぞ。

稲見局長 今の日比の関係、法務省としては思想が変わった訳ではなくて、介護福祉士全般ということになれば、先程の政府の見解をまとめるときに専門的・技術的分野には入らない、全般と言われれば。EPAの方はその中で、いわゆる今まで認めている方針の中で条件を絞り込んで、逆に条件を絞り込んで、しかも慎重にやっていきましょう、しかも数的な制限も含め、かつ質的なコントロールも含め、それを見てそのあと考えましょう、ということなので、流れとしては矛盾していないと考えております。

井口専門委員 どうもありがとうございました。私共のワーキンググループのいろいろな議論があるんですけども、今の介護の問題に関しましては、どうしても需給のデータは厚生労働省さんの方がいろいろなデータをお持ちなので、なかなか、こういう言い方は変なんですけれども、対抗しづらいところがあるのです。しかし、地方の実情を私も幾つか見ておりまして、この間も名古屋に行ってきたんですけども、特に愛知県だったせいもあるかもしれませんが、やはり、日本の経済が順調になればなるほど、不況のときに人が集まっていた分野に必ずしも人が集まらないんです。そういった施設の中には、有資格者が不足してきていて、入所定員を減らしているところが何箇所もあるんですね。私は最近のこととして申し上げるより、これから日本の経済がよくなればなるほど、こういった分野では、決して人が自動的に集まるわけではないと申し上げています。ですから、決して最近のことだからということではなくて、先日、経済財政諮問会議の方で出されております「グローバル戦略」でも、日本全体の資源の移動というものが発生してくる。その際に必ずしもこの介護福祉士の分野に十分な資源がいくかどうか分からないのです。成長力が上がれば上がるほど、むしろそうした成長促進的な分野に資源がいけばいくほど、成長促進分野ではないといったら変なのですけれども、こういう分野には十分な労働力が移動するとは限らないということなんです。その点に関する御認識が厚生労働省にはないんですね。その点が第一です。それから、管理しながら受け入れるのなら構わないと何度もおっしゃってるんですが、これについては、私共の会議としては、推進会議全体としては、在留管理全般を見直して、そういう枠組みの中で、各省の縦割構造をなくしながら、しっかりとした、新しい在留管理システムを作っていくことを提案しています。どこで働いているか、どこに住んでいるか、社会保険に入っているかということがきちんと分かる仕組みを作っていくのです。また、何かあったら権利の救済ができるようにしていくというのが基本なんです。ですから、介護労働者の方々が現在の仕組みの中で、そのまま大量に受け入れられていくという提案を申し上げている訳ではないんですね。ですから、その点も是非とも誤解しないでいただきたいのです。あくまで、在留管理の強化という大きな前提の中で、今回のこの答申案が出ているということです。ですから、そういう観点からしますと、厚生労働省さんが過度に御心配なさっているようなそういう答申案ではないと思っておりますがいかがでしょうか。ですから、ここまで削除すべきだという御意見については、もう少し議論させていただかなければならないと思っております。いかがでしょうか。

鈴木局長 在留管理の強化を行うので、そうであれば問題ないのではないかというお話がございました。ただ、在留管理の強化というお話はあるんですが、今の二国間協定の中では、人数を含めてお互いに国として話し合いながら、それから、要件も決めてやっていく。人数を含めて管理されている中で行っているのが今の介護福祉士の在り方でございます。在留管理の強化というお話もありますが、これはこういった形ではなくて、まず、受入れはオープンにしながら、入った後の管理というお話ということだろうと思うんですが、

少なくとも介護福祉士の問題、前回も申し上げましたがいろんな問題も生じることも懸念される中で、当面二国間協定で進めていく仕組みがありますので、二国間協定で進めていくという対応ができないのかという問題でございまして、私共は二国間協定で当面对応していくのがベターだと考えております。

安居委員 何れにせよ今日は何らかの結論を、とっているんですが、今のお話を伺っていて、いわゆる高度人材のうち「人文知識」の分類で、例えば、社会福祉士の勉強を国内外何れかでしてですね、それで社会福祉士の試験に合格すると。或いは介護福祉士もですね、同じように、いわゆる高度人材ですから当然大学を出てもらわないといけないでしょうけど、その上で介護福祉士の資格を取ったと。その人達が「人文知識」という枠の中で、日本で働くことは認めるといふふうに理解していいんでしょうか。現実には何人かおられるんですよね。そういうことも含めてちょっと教えていただきたいんですが。

稲見局長 いま御質問の社会福祉士、入管の建前は、大学を4年で出た、社会福祉の分野が人文科学の中にございますので、そこを専攻して御卒業になった、その方がですね、たまたま業としてやるためには社会福祉士を取らないといけないんですけど、そのバックグラウンドを生かして専門的な知識がある、その分野でお働きになるなら、現に許可しております。社会福祉士という資格を取ったからではなくて、厳格に言うと、社会福祉という分野で専門的な知識を日本で習得されたと、それを生かして働くということで今は認めている。それをですね、国家資格、社会福祉士ということだけでですね、認めるということになりますと、ちょっと枠がずれてくるので、そこは他の土業とかですね、いろんな土業がございますので、いろんな影響を考えて、そこはこの間出た、副大臣会議で認められたやつに基づきまして、細かく検討していかなければいけないということ。ただ、現実にはいま言いましたような枠の問題の中で、社会福祉士としてお働きになっている外国人の方、おります。数まではちょっと把握しておりませんが。認めうるということですね。それに対しまして、介護福祉士はですね、全く社会福祉士とは違うと私共は認識しておりまして、いま言われたような状況がございまして、前回も言いましたけれど、申請があっても許可できない。そこで違いが出てくる。

安居委員 例えばですね、日本に留学して、介護について学ぶ大学がある訳ですよ。そこを卒業して、今は試験を受けなくても介護福祉士にはなれるそうなんですけど、きちっと大学を卒業するという加重条件の下ですけれども、最初の段階は留学ですよ。その後、「人文知識」でですね、日本に来たいと言ってきたときにはどうなるんでしょうか。

稲見局長 それはもちろん、何をやりになりますか、ということになりますので、個別に審査していくということになりますけど、例えば、全く関連性がない、人文知識も学問分野が広いですよ。こっちの方で学問した人がこっちの方で活動するというのは、在留資格該当性の問題、そもそも別の次元の話になってしまいますので、それは認められないということです。

安居委員 ですから、今の話で言えばですね、人文知識というのは広い訳ですから、介

護分野もその専門性、勉強をして、大学もきちっと出て、且つ日本で働くことのできる資格も全部取っていると。これは非常に高度人材だろうと思うんですけどそれは駄目なんでしょうか。

稲見局長 そこが正に、私も専門ではございませんけれども、そこが正に介護の難しいところで、非常に業務の対象範囲が広いと。介護と一言で言ってしまった場合にですね。ということで社会福祉士の場合とは趣が違ふ。また、介護福祉士の場合は、その学問分野が確立してあるというふうにも私は承知しておりませんので、将来は分かりませんが、そういう訳で、そういったところの違いがあるので、介護福祉士全般のところのですね、今の段階で、今の段階で、ただ留学して、ただ大学を出たというだけでですね、認めていいと言われると、その答えはノーだということだと思います。今後の検討というならあり得ますけど。

安居委員 ということになりますと、結局、社会福祉士については、現実にも今でもそういった例があるので、4年制大学を出て資格を取って、日本で社会福祉士の資格がないと仕事できませんよね。

矢崎課長 社会福祉士も私の方の所管なんですけど、社会福祉士も介護福祉士と同様に名称独占の資格でございます。この点は、医師とか看護師のような業務独占資格とは違います。社会福祉士というのは一般的にはソーシャルワークと呼ばれるという仕事をしている訳ですが、例えば福祉施設の中、或いは地域の社会福祉協議会、或いは病院等で業務を行っています。病院の場合はメディカルソーシャルワーカーとも呼ばれます。したがって、もちろん社会福祉士の資格がないとそういったソーシャルワーク、相談援助業務ができないという訳ではないということです。資格制度としては業務独占ではない、名称独占であるということです。

安居委員 私がうかがっているのは「人文知識」で入っている、或いは該当するという外国人が、実際には社会福祉士の勉強をして、社会福祉士は試験がある訳ですから、試験に受かった人が仕事をするのは構わないということなんですよ。

矢崎課長 在留許可の観点からは法務省さんの方の話になると思いますが、制度的に言えば社会福祉士の資格があってもなくても、相談援助業務はできうということです。

井口専門委員 いまおっしゃっているような、名称独占か業務独占かというような一般論は私共よく分かっているんですね。厚生労働省さんは、もう少し具体的に、たとえ不利だと思われても情報として御提出いただきたいのです。例えば私が持っている資料の中には、今年の4月から介護予防サービスの拠点を作っておられて、その「地域包括支援センター」では、社会福祉士を含めた有資格者を配置すると書かれています。確かに、社会福祉士は業務独占資格ではないですが、こういう人達のニーズがこれから高まるということは明らかで、こういうところでは有資格者が十分でないといふことが仕事ができなくて困るといふことなのです。それから、介護福祉士につきましては、前回ここで議論したときには、言葉としては言い過ぎだったかもしれないのですが、「厚生労働省は自らが所管するこの資

格に自信がないのですか」ということを申し上げた覚えがあります。新聞記事では、介護福祉士の資格取得方法を見直して、養成施設の修了だけで資格を与えるのではなく、国家試験を受けさせるという動きについても報道されています。皆さんの側でもそれぞれいろいろ対応していただいていると思うのです。資格の信用性と言いますか、介護サービス、介護労働の質と申しますか、そういうものを引き上げる努力をすることは、結果的に言いますと、外国人の方も就労条件も改善し、外国人が就労する上で非常にプラスだと私は思います。こうした動きは、むしろ外国人介護福祉士の受入れの議論には良い方向に働くとおもいます。しかしながら、何も情報の御提供がなく、従来原則論だけを主張しておられるようです。やはり資格のレベルを高め、必要なところに人材を配置していく中で、資格取得者に対するニーズが高まっていくと考えていくべきではないでしょうか。

矢崎課長 サービスの質の観点からも資格者のニーズが高まるという大きな方向はおっしゃる通りだと思いますが、いまお話ができました社会福祉士の関係は、事実関係だけ申し上げますと、介護保険法の改正で地域包括支援センターと呼ばれる仕組みだと思います。これはいろんな資格の人を置きましょうとなっていて、その中の1つで社会福祉士、及びそれに準ずる者ということで、ソーシャルワークのような現業を何年かやっておられるような、社会福祉士の資格は持ってないけれども、同じような仕事で経験があるような方でもいいというふうにはなっています。事実関係としてはそうです。それから、介護福祉士の制度の見直しということではありますが、これも先般、検討会の報告書をいただいたばかりで、正にこれからそれを基に具体的な成案を私共としても考えていくという状況であります。報告書の内容としては全体的なレベルアップを図っていくということです。養成校ルートの方にも試験を受けていただく、或いは実務経験ルートの方は今はそのまま試験が受けられますが、それに教育プロセスも加味してから受験するという方向での報告書をいただいた段階ということになります。

安居委員 残り時間の関係もありますので整理させていただきたいと思います。厚生労働省さんからの御提出資料の3ページの人口動態統計の箇所、少し議論にもなりましたけれど、厚生労働省さんにおっしゃる通りに変更します。その次の4ページの副大臣会議のところも変更致します。それから5ページも現段階ではおっしゃるように削除します。ただし、6ページ目のところは、ここで新たに修飾語は要らないと思うので修正しないでおきたいのですがどうでしょうか。

鈴木局長 ちょっとよろしいでしょうか。これは実は、副大臣PTというものもありまして、その中でも高度人材というのは中身は何だというのが、いろいろ高度人材で一括りにできないというか、この中にいろんな層が入っているということがありまして、こういったふうにした方が適当かなと。

安居委員 その点は私も存じ上げていますし、それからもう1つは高度人材以外のカテゴリーとかいろんな議論がいま出ていると、現実にはそういうことなんですね。だから、この段階で高度人材だけこういうふうにした修飾語が掛かるのは逆だと思っんです。要するに

高度人材ということで進めるべきだと思います。

藤井課長 今年の骨太でもですね、高度人材というのはこういう形で閣議決定しております。

鈴木局長 よろしいでしょうか。骨太、それから、グローバル戦略、新経済成長戦略大綱、なぜこういった表現にしたかという、高度人材という言葉だけが一人歩きして、その高度人材の中身をそれぞれ考えている人が、ある人はこう考え、ある人はこう考えで、統一されていないという議論がこの間だいぶあったものですから、それで、こういった御意見を申し上げた訳でございます。

安居委員 法務省さんもそれでよろしいんですか。

稲見局長 うちも、なるほど定義は確かに難しいんですが、例示の形で書いておられますので法務省として別に困るということではございません。

安居委員 研究者や技術者だけではなくて、経営者とか、大学の先生だとか文学者ですとか、本当にいろいろな人が含まれるということなんです。

藤井課長 ただ、今年の骨太や大綱でもこういった形で出されておまして、先ほど局長の方からありましたように、そういった高度人材という言葉だけが出た場合に、いろいろな形でそれぞれの方がですね、それぞれの考え方で議論していてもなかなか噛み合わないということがございまして、これは副大臣会議でもいろいろ議論されましたし、またそういった点も踏まえまして、今年の大綱、あるいは骨太もですね、こういった形ですね、ある程度概念整理ができるような形で、一応、文章としてはなっております。

安居委員 骨太等々とおっしゃいますけれども、ここの高度人材と呼ばれる云々というところでわざわざ説明をする必要はないと思うんですが、何か限定しないといけないんですか。

井口専門委員 ちょっとよろしいですか。私も最近こういう頭書がついているというのは存じ上げています。ただ、ニュアンスが自然科学系の人材だけと言いましょか、研究者・技術者だけが前面に出ているように思います。現実には世界の人材獲得競争の中ではマネージャーやエグゼクティブも含まれておまして、そうしますとこのような御意見は偏った見方ではないかという印象があります。何か、ナノテクかバイオの研究者ばかりを念頭に置いていないか。もしそれらの方々に限定されているのであれば、この答申で言っている高度人材の場合はそうではないので、政府でお考えのイメージと違うのであれば、かえって別の言葉を使うのが当然であると考えます。私共の考えと、皆様方の考えとが全て同じであるという保証はないのです。その点は強調しておかなければいけないと思います。

安居委員 ここは何も、御省の方も特に、ということでもないと思うんですが、特別に書かないといけないですか。

鈴木局長 具体的に外国人受入れの際に、どういうふうに議論するかと、いうことを考える際には、高度人材と一括りにするとこれは混乱するので、そこはやっぱり、例示を付

けて、こういった層と、それから、高度人材でも、例えば、いま在留資格上は認められていない層はこういった層と、区別して議論しているのが実態であります。ただ、この表現でここまで神経質にやるかという議論もあるとは思いますが。

安居委員 ちょっとここは申し訳ないですけども、私共の表現に戻させていただきたいと思えます。

鈴木局長 ただ、受入れの際の議論としては、一括りに高度人材ということについては、

安居委員 私共もそうは思っていません。そうであれば、今の社会福祉士の件も議論する必要がありませんので。

鈴木局長 それは我々の問題意識を御理解いただければ。

安居委員 それから、7ページの社会福祉士・介護福祉士の問題ですが、これはもう両論併記とさせていただくしかないと思えます。ですから、私共の意見は意見で出させていただいて、両省の御意見は御意見で出させていただくということをお願いしたいと思えます。ただ、現実には「人文知識」で、社会福祉士的な、というか、現実には日本に働いておられるということは事実ですから、ここは事実としてきちっと書かせていただきたい。それから、もう1つは介護福祉士もフィリピンの方等で何人かおられるということがありますが、これは別の在留資格だと思えますから今回書くつもりはございませんけれども、一度、両資格の全体の状況を調べていただくと有り難いと思えます。

鈴木局長 社会福祉士と介護福祉士の場合はたぶん違ってありまして、社会福祉士という資格があるかどうかにかかわらず、「人文知識」としてこれを生かして就職するというのはあり得るので、そういった形で働いておられる方がいるんだと思えます。介護福祉士の場合には、恐らく、定住とか永住の資格の上で、そういった資格を持った方が働いているという、そういう状況ではないかと思えます。

矢崎課長 実態把握も困難だと思えます。むしろ法務省さんの方から御指摘していただきたいと思えますが、概念整理すると、正に今、介護という資格での在留というのは、EPAもスタートしていませんからありえません。別途日本に在留できる資格で、一般的に考えられるのは日本人の配偶者の方で、すなわち日本人と結婚されて、国籍自体はまだフィリピンの方で、その方は配偶者として日本に住む資格がありますから、その方が勉強するなり、試験を受けて介護福祉士の資格を取って、介護の現場で働くということは理論上はありうるんじゃないかと思えます。

安居委員 それは認められている訳ですよ。

矢崎課長 ですから、在留資格としては全く別の形です。

鈴木局長 これは全てのところで働けます。

矢崎課長 これらの方は何の仕事をしてもいい訳ですから。

鈴木局長 そういう中で介護福祉士を取って働いているということはあると。

八代委員 それは極めて例外的な話で、日本人と結婚して資格をとらなければいけないなんていうことは話にならない訳です。

矢崎課長 いや、事実としてありうるとしたら、現行制度としてはそういうことではないでしょうかということです。

稲見局長 現実はですね、在留資格は2つのタイプがございまして、活動に着目して与える在留資格と、身分とか地位に着目して与える在留資格とがございまして、いま話題になっておりますのは、後の方でございまして、日本人の配偶者になった場合、長くいて定住者になった場合等々ございまして、これはフィリピンに限りません。むしろいま中国とかブラジルの方で日本人と結婚される方等、どうございまして、そちらの方が多いのではないでしょうか。私共のやっている統計でそこまで細かく現状は把握してないですけど、サービス業というのは外国人登録すると出て参りますので、その関係で相当の数の方がいるのではないかとはいえます。それはあくまで合法でございまして。

安居委員 それでは、そういうことで両論併記にさせていただきたいと思っております。それから、その次の9ページ、(2)の、「現在は専門的・技術的分野とは評価されていない分野における外国人労働者の受入れ」に関しては、副大臣会議ですとかいろいろところで議論が出てきておりますので、ここで合意してどうこうということではなくて、私共の「問題意識」ということに変えさせていただきたいと思っております。それで年末に向けて、もう1度、いろんな形で議論させていただいて、できましたら何とか基本的な方向を作っていきたいと思っておりますので、是非、御協力をいただきたいと思います。ちょっと時間も超過してしまいましたがこれでまとめさせていただきます。ありがとうございました。

鈴木局長 どうもありがとうございました。(終了 11:35)

(3) 「在留資格『企業内転勤』の範囲等の見直し」

安居委員 法務省の皆様におかれましては、本日は長時間に亘りお付き合いいただきましてありがとうございます。冒頭にも申し上げましたが、議事録公開で開催させていただきますので併せて宜しく申し上げます。この「企業内転勤」の問題でございまして、はじめに、御提出いただいた御意見に沿って10分程度で御説明を頂戴したいと思います。宜しくお願いします。

齊藤審議官 法務省の齊藤でございます。「企業内転勤」における範囲等の見直しに係る答申について、当省の意見を御説明申し上げます。まず、受入れ範囲の拡大の問題でございまして、在留資格に規定された活動を行う場合には、当該在留資格が求める要件を充たす場合に、入国・在留が認められるものでございまして、御案内のように、在留資格「企業内転勤」の場合には同一企業内における外国における事業所から特定の本邦の事業所へと期間を定めて転勤する場合におきましては、特例的に在留資格「技術」及び「人文知識・国際業務」の活動内容に従事する者に対して、これらの在留資格に係る要件よりも簡易な要件で受入れを図っているものでございまして、御指摘の通り、対日直接投資残高増加への寄与の観点、更に、優れた外国人研究者等の招へいや登用を促進する観点からも、経済

や社会の状況を踏まえまして、産業及び国民生活に与える影響等も勘案しつつ、上陸許可基準等の整備を行い、高度な人材の受入れを一層拡大していくことは、私共も非常に重要であるというふうに考えております。したがって、例えば、「企業内転勤」の形態で、本邦の特定の事業所において、在留資格「研究」の活動に従事する場合には、当該在留資格に係る現行の実務経験要件を満たしていない場合におきましても、「研究」の在留資格を取得し、我が国に入国・在留することが可能になるような方策を検討してまいりたいと思っております。それから、「イ」の優良な企業向けの申請手続の緩和についてでございますが、御案内のように、既にいろいろさせていただいております。これまで受け入れた外国人について事故もない、個別に制度濫用の恐れもないという優良な企業さんからのですね、在留資格認定証明書の交付申請の審査につきましても、書類の省略その他、簡素化、処理の迅速化を図っているところであります。さらに一層の迅速化・簡素化が可能となるような検討を行って参りたいと考えております。以上でございます。

安居委員 どうもありがとうございました。2番目の「イ」は御意見の提出もないので問題ないと思いますので、1番目の「ア」の問題だけ議論させていただきたいと思いますが、何か御意見がありましたらどうぞ。

井口専門委員 よろしいですか。

安居委員 どうぞ。

井口専門委員 今、御説明をいただいておりますように、「企業内転勤」資格の円滑化ということについては法務省さんに十分御理解をいただいております。しかし、どこまで緩和できるかということになってまいりますと、どこまでニーズがあるかということと関連しまして、なかなか認めていただけなかったという面があったように思います。最近、日本の企業は、御存知の通りアジアにシフトしているのですが、生産工程がシフトしているのと併せて、いわゆるR&D部門、研究開発部門に関しましても、かなり中国やタイやシンガポールといったところに移動しているのです。そういうところでは、必ずしも最初から、高度な研究者であるR&D人材がいる訳ではなく、現地人材をトレーニングしながらR&D人材としているというケースがあるのです。したがって、例えば、ある程度緩和された条件で、日本のR&D部門に連れてくるということも考えていただく必要があると思います。そういう場合は「研修」の在留資格で連れてくればいいのではと言われる恐れもありますが、どこまで、どの程度であれば「研究」に該当する者について要件緩和ができるのか、その辺りの感触を少し聞かせていただきたいのです。

高宅課長 私の方から説明します。現行の「研究」の基準というのは、基本的に大卒の人については3年以上の研究歴、ただし、修士の場合は修士の期間も含むということで事実上1年。それから、それ以外の場合は10年以上ということと、あとは日本人と同等額以上の報酬とであり、報酬の件はいいと思うんですが、たぶんこの経験年数を「企業内転勤」形態で来る場合には緩和するということが可能なんだろうと思います。研究者という性格から考えると、大卒でないという場合は極めて少ないと思いますので、もっとも、例外的

に特殊な学校はあるかもしれませんが、それは別としまして、この3年の研究歴のところを例えば修士なら修士だけで基準に適合することとするとかですね、その辺は要望も踏まえた形で検討していきたいと思っております。具体的な案はうちの方でもまだちょっと持っておりませんので。

井口専門委員 いろんな個別の御要望もあったと思うんですね。特に多国籍化している日系企業で、日本国内にも本社だけではありませんで、いろんな部署に配転したり、本社は東京にあるかもしれませんが、研究所が例えば静岡県にあるなど、配置転換する必要も出てくる。「企業内転勤」のケースで、受入れ先を特定するという条件をどこまで緩和できるのかという議論があったかと思えます。今回の答申では書き込めないのかなと思っておりますが、私が気になりますのは、一部の人材派遣業者で、海外からいわゆる大卒以上の人材を受け入れて、そこから事実上いろいろなところに派遣しているのではないかとということです。少なくともそういった大手の業者が、何人も外国人を入れて、他社に派遣している場合があるようなんです。入国管理行政の立場として、就労場所というのが特定されていなければいけないのでしょうか。人材は国内でいろいろ動いてしまうという側面もあるんですけれども、この「企業内転勤」についてはどの程度であれば移動を認めていただけるのでしょうか。就労場所を特定できなければ受け入れないというのは分かりますけれど、入国してしまってから後は、在留管理の問題になってきて、はっきり申し上げて実態はよく分かっておられないのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

高宅課長 「企業内転勤」は特殊でして、通常の「技術」「人文知識」であれば転職自由になっておりますし、例えば、同一企業内であれば静岡の事業所から大阪の事業所へ転勤することも可能ですが、「企業内転勤」は法律上の要件として同一事業所ということが要件になっておりますので、端的に言って、特定の事業所に勤務するというところしか認められていないんですね。ただ、それではその後の変更は全く不可能なのかというと、その場合は「技術」や「人文知識」へ移るのが可能なので、その場合は「技術」「人文知識」の通常の基準を求めているということになると思います。ですから、まとめますと、1つは特定事業所の場合しか「企業内転勤」の場合は認めていないので、それ以外の普通の「技術」「人文知識」「研究」、いろいろな在留資格でお願いしているというのが実状でございます。

井口専門委員 そう致しますと、日本の国内に連れてきました人材が企業内でいろいろなことをしたい場合には、要するに転勤ではなくて出張とすべきという御意見でしょうか。一箇所で、特定の事業所で雇用契約を結んだ形にしておいて、実際にはかなり動かないといけないので、それはそこから出張しているという形にすれば良いということでしょうか。

高宅課長 むしろあちこち動く場合には「技術」や「人文知識」で入ってもらっているということになるんですね。「企業内転勤」は結局、活動としては「技術」や「人文知識」を併せて行うことができるということはあるのですが、活動としては変わりがないので、ただ期間が特定されている場合については、言ってみれば基準の要件が例外になっている

だけなんです。ですから、基本的には「技術」「人文知識」で入っていただいているということになると思います。

八代委員 そうすると「企業内転勤」で入った外国人は出張もできないのでしょうか。

高宅課長 出張はできますけれど、基本的に事業所そのものを移るということは認めていません。

八代委員 転勤は認めていないと。ただ、井口先生が言っているように、事実上、長期出張すればいい訳ですね。

高宅課長 実際に事業所の変更ということであれば、いろんな制約があります。それから、「企業内転勤」を使うのはむしろ特殊な、当初はもっと短い期間の転勤に限られていましたし、事業所を移動する必要があるのであれば、一般在留資格の方で入っていただきたいというのが入管法の立場です。ただ、それぞれの基準の違いというのがもちろんございますので、それはそれで御議論いただきたいと思いますが。

安居委員 せっかくこうやって広げていただけるので、是非これで進めさせていただきたいと思います。これに限らず、全体的な受入れの在り方をどうするかということに関しては、最終答申までのあと半年ほどをかけていろいろ議論させていただきたいと思いますので、御指導のほど宜しくお願い致します。委員の皆さんもよろしいでしょうか。それでは、今回の中間答申は修正意見を受け入れて、そのまま載せていきたいと思います。どうも本当にありがとうございました。今後とも宜しくお願い致します。

齊藤審議官 どうもありがとうございました。(終了 11:50)